

平成 16 年 9 月 10 日（金曜日）午後 10 時 00 分開議

庶務係長 大森 正則 議事係長 和野 一彦
主 事 野中 昭伸

本日の会議に付した案件

- 認定第 2 号 平成 15 年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 3 号 平成 15 年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第 4 号 平成 15 年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 認定第 5 号 平成 15 年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 6 号 平成 15 年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 7 号 平成 15 年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 8 号 平成 15 年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 9 号 平成 15 年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 10 号 平成 15 年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 11 号 平成 15 年度久慈市水道事業会計決算

出席委員（20 名）

- 1 番 堀 崎 松 男君 2 番 大久保 隆 實君
- 4 番 下川原 光 昭君 5 番 澤 里 富 雄君
- 6 番 小 倉 建 一君 7 番 中 沢 卓 男君
- 8 番 桑 田 鉄 男君 9 番 小 柳 正 人君
- 10 番 八重櫻 友 夫君 11 番 中 平 浩 志君
- 12 番 播 磨 忠 一君 13 番 中 塚 佳 男君
- 14 番 山 口 健 一君 15 番 大 沢 俊 光君
- 16 番 田 表 永 七君 17 番 宮 澤 憲 司君
- 18 番 小野寺 勝 也君 19 番 城 内 仲 悦君
- 20 番 下斗米 一 男君 24 番 東 繁 富君

欠席委員（3 名）

- 3 番 木ノ下 祐 治君 22 番 濱 欠 明 宏君
- 23 番 菊 地 文 一君

事務局職員出席者

事務局 長 嵯 峨 哲 事務局次長 根 井 元

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 助 役 望月 正彦君
収 入 役 碁石 明男君 総 務 部 長 鹿糠 芳夫君
企画開発部長 卯道 勝志君 市民生活部長 末崎 順一君
健康福祉部長 外館 正敏君 (兼)水道事業所長
(兼)福祉事務所長 産 業 部 長 岩泉 敏明君
建 設 部 長 中森 健二君 監 査 委 員 木下 利男君
監 査 委 員 賀美 吉之君
事 務 局 長

その他関係課長等

~~~~~

午前 10 時 00 分 開会

副委員長（山口健一君） おはようございます。ただいまから、本日の決算特別委員会を開きます。直ちに付託議案の審査に入ります。

~~~~~

認定第 2 号 平成 15 年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第 2 号「平成 15 年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第 2 号「平成 15 年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 2 号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第 3 号 平成 15 年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第 3 号「平成 15 年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。18 番小野寺委員。

小野寺勝也委員 市税のところでも若干触れたわけですけれども、いわゆる低所得者への対応の問題ですが、生活保護基準の1.3倍とかそういう基準を設けているのかというのに対して、「そういう基準は設けていない」ということでございましたね。そこで、納税することによって生活保護基準以下になるケースもあるかと思うんですが、いわゆるボーダーラインといえますか、そういう場合の対応はどのようにしているのでしょうか。まずお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 生活保護基準と申しますか、生活保護者と低所得者の関係のお話でございますが、課税側の方からお答え申し上げたいと思います。生活保護でのとらえ方は、いわゆる最低限の生活の保障をしたものでございますが、国民健康保険税にかかる低所得者に対する措置と申しますのは、これは、その世帯の所得が33万円以下であれば6割軽減するといったようなことでございまして、全く所得がない方について、軽減をするといったようなことではありません。ある程度の所得があってその基準に達していないといった方に対して軽減措置をとるものでございまして、そもそも生活保護基準のそれとは質を異にしているというふうに考えてございます。以上でございます。

副委員長（山口健一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 33万というのはわかりましたが、先ほど言ったように、結果として生活保護の水準に、納税をお願いすることによって食い込むというケースもあり得るわけですね。

副委員長（山口健一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 税金、国民健康保険税等を支払うことによって、生活保護世帯が受けている扶助費と申しますか、それ以下の生活費になる部分が出てくるだろうというふうなお話でございますが、それはケースによってはあり得ると思います。国民健康保険税の場合で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、33万円以下の所得であればそれは6割軽減、それから4割軽減はそれよりも所得が多くあった場合でもいいわけでございますが、生活保護のそれとは先ほど申し上げましたように、質が異なるというふうなところでございます。

副委員長（山口健一君） 18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 わかりました。そうすると、結果としては下回る場合もあると。そうすると、久慈市の場合は国保料じゃなくて国保税を採用していますね。そうすると、税ですからいわゆる執行停止の場合には、国税では国税徴収法があって、著しく生活を困窮させるおそれがある場合には、執行停止をするんだというのがありますね。そして、地方税法では国税徴収法に準ずるんだということですよ。そうすると、今の答弁だと、地方税法に照らしても、やはり何らかの措置をとる必要が出てくるということにはならないでしょうか。滞納処分の執行停止は、納税者に滞納処分の対象となる財産がなかったり、滞納処分の執行によって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合等に適用されるということがうたってあるわけで、実際問題、そういう部分の措置といえますか、今後に向けて、考えていく必要があるのではないのでしょうか。その点をお聞かせください、再度。

それからもう1点は、市税もそうですが、国保税にかかわっても収納体制が強化されたんですかね、収納係から収納対策室にですか。そのことによる、例えば国保税の徴収における改善点で、新たな措置をされた点はどういうことがあって、そのことによってどういう効果が生じつつあるのか、お聞かせください。

副委員長（山口健一君） 亀田税務課長。

税務課長（亀田公明君） 私の方からは低所得者に対する新たな減免の制度と申しますか、それらの考え方を持つべきではないかといったようなご質問でございますけれども、これは一般質問でも市長の方、それから部長からもお答えを申し上げているとおりでございます。今、久慈市ではその世帯の所得が1,000万円未満の世帯に限り、その前年所得と今年の所得の減少の割合によって、減免のパーセンテージを決めて対処しているわけでございます。盛岡市での例を一般質問の際にお話いただきましたが、盛岡市の場合では、これまでなかった300万円以下の所得の方について、新たに所得の軽減割合を30%ないし40%の枠で軽減するといったことを設けたわけでございます。久慈市ではその辺の県内の状況等を現在いろいろと調査しながら検討を重ねているところでございます。ただし、先ほど申し上げましたように、低所得者に対する現在の制度と申しますのは、応益割の均等割と平等割で軽減措置を講じるものでございます。一方、減免の

方は所得割の減免措置を講じるものでございますが、所得がもともと少ない方については、所得割は発生しないか、もしくは発生してもごく少額であるのが通例でございます。そうなりますと、問題になるのは前年にある程度の所得があって、今年著しく所得が減少したといった場合に、その時点での担税力が減少しますから、その分について措置をしましょう、というふうなことで行のが減免の措置なわけでございます。そのところは先ほどご答弁申し上げましたけれども、繰り返して大変恐縮でございますが、現在検討を進めているところでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

**副委員長（山口健一君）** 中居収納対策室長。

**収納対策室長（中居鉄男君）** 4月から収納係が収納対策室として発足したわけでございます。そこで、徴収に関しての改善点はということかということでございます。徴収サイドで滞納整理をする場合、事務手順とすれば督促状が発送され、そして催告書の発送、そして訪問、そして、それでも納めなかった人については、なかなか心苦しいんですけども、呼び出しによってその状況をまた把握すると、こういうことで、その内容につきましては、とにかく実態を把握しながら、納税者との話し合いを通じて、どういうふうな納め方をすれば滞納が解消されるかと、こういうことを双方で話をしながら進めていくしか方法はないのかと思っております。その後、数度にわたる納付約束が不履行になる場合もあります。その場合はやむを得ず処分に入ると、こういうことでございます。ただ、それは最後の、本当に最後の手段でございまして、実際には納付相談の段階で実態に合わせてながら納付をお願いすると、こういうことになっております。

「滞納整理に王道なし」という格言がございまして。滞納整理というのは、なかなか新たな手順というのは出てこないわけでありまして、とにかくできる限り納税者との接触を図り、そして実態を把握して早く滞納の解消に入っていただくと、こういうふう考えております。

それから、係から収納対策室になったことよっての効果であります。従来は税務課長のもとで、課税と徴収が一緒になって進めておったわけですけども、徴収部門が独立したと、こういうことでございます。今までの手法、先ほど申しました滞納整理の手順、こ

れらをもっときめ細かに進めていきたいと、このように思っております。とにかく滞納者と接触し、実態を把握しないことには次の手が打てないわけでございますので、とにかく実態を把握しなきゃならない。確かに実態というのは課税サイドの資料もございまして。しかし、それだけでは実際の状況がわからないところもございまして。過去のデータからだけではなく、現在の状況がどうなのか、それらを把握しなければなかなか納税に関する話が進まない、あるいは納税が進まないということでございます。とにかく実際には、きめ細かに納税者の皆さんと接触を図るしかないんじゃないかなと、そのために現在努めておるところでございます。以上でございます。

**副委員長（山口健一君）** 鹿糠総務部長。

**総務部長（鹿糠芳夫君）** ただいま室長の方から、徴収部門が独立したことによって、きめ細かな納税者への対応ということを答弁しましたけれども、以上のほかに当初目的としておりますが、市政改革プログラムの中で他の料金等についても滞納の問題等がございまして。そういった問題等についてはいわゆる滞納される方々に共通した部分とか、さまざまございまして、この連携を図りたいというのが一つの目的でもございました。現在、その連携のあり方を室の方で進めているわけでございますが、近々その組織づくりと申しますか、対応の体制を確立して、より全庁的な税を含む料金その他の経費等についての取り組みを、もっと総合的な取り組みとして確立していきたいと、そのようにも考えているところでございます。

**副委員長（山口健一君）** 19番城内委員。

**城内仲悦委員** 若干関連するかもしれませんが、一般質問にもかかわりがありますけれども、生活保護の1.3倍以下を低所得者として認定した形での、いわゆる100%減免を含めた形のものをつくるべきではないかということをお願いした経過があるんですけども、それについてはなかなかそういう方向の答弁がなかったんですが、先ほどの答弁では、現在の減免はいわゆる所得割分の減免なんだと答弁があったところですけど、そうすると応益割が残るわけです。そういった意味では、低所得者世帯を認定し、100%減免することによって、その世帯が納税しなくてもいいという状況が出てくるわけですが、そういった意味での低所得者の認定制度みたいなものを、他市に倣って検討すべき

だというふうに思うんですけども、今の現状では二つの割合があるわけですから、応益と応能とですね。今、課長答弁があったように現状の減免制度は応能分だということですので、そういった意味では現下の不況の中での対応ということで、生活保護基準の1.3倍以下の方々の低所得者世帯の認定制度をきちんと確立する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、再度お聞かせください。

**副委員長（山口健一君）** 亀田税務課長。

**税務課長（亀田公明君）** ただいま低所得者世帯を生活保護基準の1.3倍程度のところで認定すべきではないかというふうなご質問でございましたが、先ほど私が言い間違いをしたかもしれませんので、確認させていただきたいのですが、減免の制度というのは所得割の全部または一部を免除するものでございます。それから低所得者に対しての軽減措置、これについては応益分、いわゆる均等割、平等割を6割ないし4割軽減するといったものでございます。今の130%の部分については、応能割である、所得割部分を減免すべきだといったところで、その考え方としましては、今1.3倍、130%という数字を示していただいたわけですが、生活保護基準の130%以下の世帯については生活困窮者と申しますか、そういう世帯に認定をして当初から減免措置をすべきではないかということだと思うんですが、実はこれにはいろいろと問題があるのかなという部分もございます。と申しますのは、減免制度自体が個々の納税者の担税力を見て判断すべきという大原則があるわけでごさいます、一定のものについて一定の枠内で認定をして減免をする制度というのは、私は減免の今の制度からするとなじまないというか、ふさわしくないという部分があるんじゃないかなと思うところがございます。それから、生活保護基準とその130%の範囲と申しますと、これは生活保護を受けている方についても、一戸一戸の世帯によって年齢構成、家族構成にそれぞれ違いがあるわけです。そういった個々の世帯の生活保護基準額が違っての中で、どういうふうな形でもって130%の部分を計算できるかということが非常に大きな問題というか、難しい部分であるだろうというふうに考えてございます。そういったことで、今のところは、今の低所得者に対する減免措置、あるいは軽減措置の対応で当面は対応してまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

**副委員長（山口健一君）** 19番城内委員。

**城内仲悦委員** ちょっと私の言い方に誤解をいただいたようですが、これはあくまでも申請に基づいてですよ。市が初めから「こうだからあなたはそうです」と認定してやりますというのではなくて、当然、納税者が「自分はこうだから」と、申請した上で、その状況に基づいて認定するということになるわけです。当然、申請に基づいてやるということですから、今の課長の答弁のように、市の課税する側が「こういう基準があって、こうだから」というのではなくて、当然、低所得者の認定についても、本人からの申請に基づいてやる制度をつくってほしいということですから、ちょっと誤解があったようですが、そういった意味ですので、再度答弁ください。

**副委員長（山口健一君）** 亀田税務課長。

**税務課長（亀田公明君）** ただいまの件でございしますが、現在の減免制度自体も基本はその方の申請に基づいて、前年所得からどのぐらい所得が減少したかといったことでもって判断をしているわけでごさいます、その部分については今、城内委員さんのおっしゃった内容も同じだろうというふうに考えてございます。いずれ、生活保護基準は先ほども申し上げましたように、それぞれの世帯の家族構成、年齢構成等によってその生活扶助費が違ってくるわけでごさいますから、その辺のところは今後も、生活の状況等をいろいろと申し入れ等、申請を受けて、それで今の基準に従いながら、改めて現在の50%以上の減額になった部分についてを、現在さらに検討を加えているというふうな状況でございしますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**副委員長（山口健一君）** 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。18番小野寺委員。

**小野寺勝也委員** 1点お尋ねいたします。老人保健拠出金にかかわってお尋ねいたしますが、ご案内のように高齢者医療費の患者負担が増大する、あるいは老人保健の制度が70歳から75歳までになるという形で、拠出金が減ってくるわけですね。決算を見ますと2,100万何がしですか、14年度と比べて減っているわけですが、この傾向をどのようにとらえられているのかお聞かせいただきたいわけです。70歳から75歳に、今後4年間であっていきわけですね。その推移に伴っ

ての拠出金のいわゆる軽減額といえますか、それをお知らせください。

副委員長（山口健一君） 沢口国保年金課長。

国保年金課長（沢口道夫君） 小野寺委員のご質問にお答えいたします。老人医療に係る拠出金のご質問でございますが、委員ご承知のとおり、老人医療の対象年齢が70歳から75歳に引き上げになっております。昭和7年10月1日以前に生まれた方が75歳になるまで、それ以下の方が国保に残るような形、いわゆる前期高齢者が国保の方に増えるような形になります。それまでは老人保健の対象者が増えない状況でございますので、老人保健の拠出金はそれまでの間は減る傾向にあるというふうに考えております。ただ、70歳から75歳までの方が今後5年間引き上げになりますので、国保の一般被保険者で残るような形になりますので、それらの方の医療費の負担が国保の方に増えてくるというふうに考えております……（小野寺委員「数字的なものはどうなのか」と呼ぶ）数字的にはまだとらえておらないところでございます。老人保健拠出金について14年度と15年度を比較しますと3.3%の減というふうになっております。医療費につきましては、資料がございませんので、後ほど答弁したいと思います。

副委員長（山口健一君） 16番田表委員。

田表永七委員 それでは、272、273ページにかかわって、一つだけ質問いたします。納税奨励費というのが1款2項2目に設けられているわけでありまして、多額の金額が掲載されています。私は、納税貯蓄組合が収納率を高めるために寄与しているのかということもいつでも思っているんですけども、私は甚だ疑問であると、実態をそう思っているんですけども、だからこの納税奨励費は必要がないという考え方ではございません。必要だが高もつと、納税貯蓄組合として、国保会計は大変だと、収納率が非常に低くなっていると、80%でしたか、どんどんと下がってきているんだと。そしてそれをまじめに納めている市民が背負っているんだと、そういうことを話題にするような納税貯蓄組合の集会を持ってですね、滞納するような人はその集会に来ないかもしれません。しかし、コミュニティーといえますか、集落としてやっぱり大変だと、そういった気風をつくっていくという積極的な行政指導が必要な時期なのではないかと、私は、そう思っている

んですけども考えをお伺いしたい。以上です。

副委員長（山口健一君） 鹿糠総務部長。

総務部長（鹿糠芳夫君） 納税組合の問題につきましては一般質問の際も申し上げているところでございますが、ただいまの質問は納税者も含めた地区での集会なり啓蒙なり、そういったことを通じて納税に対する理解、こういったものを推進すべきというご指摘でございますが、まさにそのとおりであると、そのように思っておりますし、納税組合の活動としても今委員が指摘されたような部分でやはり少し不足した部分があると、そのようにも考えております。したがって、今後の納税組合の活動、あるいは市行政の納税に対する活動として、ただいまのようなご提言の点も含めて取り組んでいくわけでございますが、この納税組合の問題については、先の質問の際にもお答え申し上げましたように、抜本的なあり方を検討しながら、さらに納税思想高揚のための取り組みを強化していきたいと、そのように考えているところであります。

副委員長（山口健一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 出産一時金の関係でございますが、30万、40万という、保険がきかないという中で対応しているんですけども、現在の国保での対応の金額で実態に合っているのかどうかお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 沢口国保年金課長。

国保年金課長（沢口道夫君） 城内委員の出産一時金についてのご質問にお答えいたします。現在、国保の支給については1件30万の支給になっております。ほぼその30万で、出産についての費用については賅われているのかなというふうに考えております。以上です。

副委員長（山口健一君） 保留中の小野寺委員の質問に対する答弁はできますか。沢口国保年金課長。

国保年金課長（沢口道夫君） 先ほどの老人保健の医療費にかかわって、いわゆる前期高齢者の医療費の件でございますが、医療費につきましては平成14年度が10月からの施行でございましたので、4カ月分でございます。15年度については12カ月であったわけですが、それと対比するのは非常に難しいところがございます。ただ、被保険者の増でいきますと月平均大体30人程度、前期高齢者の方が該当になる部分が出てきますので、そういった部分で医療費についてもかなりの伸びが出てくるのではないかなという

ふう感じておりますが、ご了承願いたいと思います。推計については今のところは出しておらないところでございます。

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第3号「平成15年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副委員長（山口健一君） 起立多数であります。よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第4号 平成15年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第4号「平成15年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」を議題いたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第4号「平成15年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第5号 平成15年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第5号「平成15年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」を議題いたします。歳入、質疑を許します。18番小野寺委員。

小野寺勝也委員 介護保険の5年目の見直し論議が今、盛んに行われているわけですが、その中では非常に危惧するような論調も聞くわけですね。いわゆる施設利用についてはホテルコストとか、利用料については現在の1割を2割、3割とか、それから軽度利用者の場合にはご遠慮願うとか。そういうのだけを出し

て聞くわけですね。そこで、これはむしろ、そういう中でも現在、サービス利用料の上限いっぱい使っているというのは極めて少なく、平均をすれば3割、4割という状況にとどまっているわけです。そういう点で、こうした見直し論議に向けての久慈市の基本的な考え方と対応についていろいろ努力をされていると思うんですが、その点についてお聞かせいただきたいのが、第1点。

それから、老健施設が建設着工ということで、来春に向けて期待をされているわけですが、それでも、それでもなおかつ、施設の問題については、久慈管内で今なお希望者が120~130名前後おられると思うんですね。80床ができて、なおかつ不足するという状況の中で、そういう施設を整備していく必要があると思うんですが、これの具体的な、いわゆる介護療養型病床群についてもなかなか進まない状況にあるという等を含めての、方向性なりを改めてお聞かせいただきたい。

3点目は、これは見直し論議の中でも言われているんですが、介護予防です。それはそれとして介護予防は大事だと思うんですが、引き続き、久慈市としてこういうメニューなりで介護予防を強めていきたいというような施策を検討しているのであれば、それも含めてお聞かせをいただきたい。3点お聞かせください。

副委員長（山口健一君） 外館健康福祉部長。

健康福祉部長（外館正敏君） 介護保険にかかわって、来年度5年目の見直しを進めている件についてのご質問ですが、国では介護保険をスタートしてから5年目に、全面的に見直しをするというふうなことで、現在は社会保障審議会の中でいろいろ検討をされているというふうにご承知しておりますけれども、その中では、例えば減免の関係、あるいは今おっしゃったような施設整備の関係、それからいわゆる要支援とか介護度1の方々のサービスについては、介護保険から除外をして、今おっしゃったようないわゆる予防教室の方で対応するとかというふうにご承知されているところでありますけれども、具体的にそれが来年度どうなるかというふうなことについては、まだ明らかになっていないというのが現状だろうというふうにご承知しております。ただ、全国市長会あるいは町村会等では、この制度の見直しに関する意見ということで、種々保険財政とか、いわゆる減免を含めた低所得者対策、あるいはサービスの質の確保等々について要望は

しているというふうに承知しております。そこで、例えば施設整備にかかわって申し上げますと、おっしゃるように、介護保険という性格からだと思うんですが、介護認定を受けますと、施設の入所を希望するということを介護認定を受けた方々が行うわけではありますが、そういう状況の中で、毎回施設を整備をしても、不足していくというふうなことも一方では現実だと思いません。介護保険計画を策定する際に、国の方から施設整備の率ということで、参酌標準が示されて、その範囲の中で整備をするというふうなことになるわけでありましてけれども、いずれ当地方は確におっしゃるように入所の待機者が多いわけですので、今後当然、広域連合の方でも第3期の計画を来年度策定をするわけですので、その中で、先の一般質問でも市長の方から答弁申し上げますが、連合の構成町村とも意見調整をしながら、施設整備について対応していきたいというふうに思っているところであります。いずれ、まだ中身が具体的にできておりませんので、それについては国の方の考え方が明らかになった段階ではいろいろ対応していくこともあろうかというふうに思っております。

それから、予防教室のご質問であります。現在も転倒予防とか、それから例えば、リハビリ教室とかというふうなことでやっておりますけれども、それをさらに充実させるとともに、いわゆるパワーリハビリといいますが、トレーニングキットを使ったリハビリ教室とか、そういうことも具体的には取り入れて、できるだけ介護認定を受けるような老人をつくり出さないというふうなことで活動を展開していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

**副委員長（山口健一君）** 18番小野寺委員。

**小野寺勝也委員** 今言われた参酌基準ですか、私どもはそれを了とするわけではないんですが、現実にもあるということで、例えば過般にも触れた介護型病床群、いわば久慈市なりが持っている一つの枠ですよ。私はずっとここ何年かこの問題に触れてきたわけだけでも、非常に期待をしつつも、その都度聞いて非常に歯がゆい思いをしているんですが、この、いわゆる持ちごまといいますが、枠を何か実質的に活用する方法といいますが、それを考えられないのかという問題が一つ。

それから、この介護予防、メニューとすればかなりの項目がありますよね。これは、国が2分の1、県が4分の1ということで、その要望調査等もおやりになっていると思うんですが、そうした調査も踏まえて一つ一つに具体化をして、きめ細かな対応もやるべきではないかというふうに思うんですが、再度お聞かせをいただきたいと思います。

**副委員長（山口健一君）** 外館健康福祉部長。

**健康福祉部長（外館正敏君）** 介護療養型病床群でありますけれども、この施設の整備については、医療機関等の問題があつて計画の中に組み込んでなかなか実現できないというふうなことがあります。ただ、一方では介護保険法の中で、この介護療養型病床群を介護保険で対応するのかという問題も実はあろうかというふうに思います。これは久慈医療圏の中で、療養型病床群が一方であるわけですね。その中の療養型病床群の整備数が幾らというふうなことの中で、じゃあ介護保険法上の介護療養型病床群を幾ら整備するというふうな、そういうふうなことであり、この二つの病床群が実はあるわけです。これはやはり一本化すべきだろうということは考えています。介護ではなくて、療養型病床群一つで医療保険の中で対応すべきだというふうな、これはそういう意見もありますし、全国市長会、町村会でもそのようなことでの要望もしているというふうに認識しております。ただいずれ、現在の第2次の計画の中では28床の計画数値を持っているわけですので、何とか28床ではなくても、例えば10床であれ、この実現に向けてはいずれ、現在努力をしているというふうなことであります。

それから、いわゆる在宅のいろいろな国のメニューの充実、それに向けての多分、ニーズを調査しながらということだと思うんですが、第3次の計画を今、策定する準備に入っておりますけれども、連合の方ではこのニーズ調査を実施して、そしてそれを踏まえて、計画の策定に着手をするというふうなことでありますので、ご了承願いたいと思います。以上です。

**副委員長（山口健一君）** 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副委員長（山口健一君）** 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第5号「平成15年度久慈市介護サービス事業特別

会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第6号 平成15年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第6号「平成15年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第6号「平成15年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第7号 平成15年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第7号「平成15年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。19番城内委員。

城内仲悦委員 1点お聞かせ願います。漁業集落排水事業にかかわって、侍浜地区には運動場ができたわけですが、これは漁業集落には侍浜とか大尻とか小袖、久喜も該当しますが、そういった意味では他の地域から、この漁集にかかわってそういうメニューがあるわけですが、そういった意味での要望とかがあるのか。侍浜の場合は市有林を活用して1町2反の公園広場を整備したんですけれども、そういったことが他の地域には現時点であるのかどうかお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 遠川林業水産課長。

林業水産課長（遠川保雄君） 漁業集落環境整備事業のかかわりでございますが、現在、小袖地区の基本計画を進めているところでございます。それとかかわりがありますので、お話をしたいと思います。運動広場とかそういったものをどのように考えているのかというお話でございます。やはり運動広場といえますと、相当広い土地を必要といたします。その土地の広い用地を地元の方から提供していただけるのかという問題もございますし、それからその地区がそのような広場を必要としているかというようなこともございますし、ないよりはあった方がいいというようなことでは少し弱いわけですので、そのあたりを総合的に勘案して、住民の方々とお話し合いをしながら進めていかなければならないものだというふうに思っているところでございます。

副委員長（山口健一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 市の方で必要かどうかではなくて、この計画を進めていく中で、当然、侍浜についても地域から上がったというふうに私は思うんですけれども、そういった中で、市は市有林を活用した形でああいうふうに対応したわけですね。例えば今、小袖地区が始まったということの中で、小袖地区でそういう要求が出ていると、市有林がなければ国有林の払い下げということもあるかもしれないけども、そういった意味での対応になると思うんですが、現時点で、他の地域で今始まっているところ、久喜も始まっていますけれども、そういった地域で、ああいった施設を欲しいと、つくってほしいという要望、メニューがあるわけですから、そういった意味ではあるかどうかということでもいいですよ。市の方で積極的に、このメニューがあるからどうぞという状況じゃないかと思うんですけれども、それもいいかもしれませんが、実は侍浜については私たちもなかなか知らないうちにびよっと出たものですから、メニューがあることについてはこの間認識したわけですから、そういった意味で、他の地域で、そういった要望があるのかどうかということ、まず、そこだけ聞きたいです。以上です。

副委員長（山口健一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） ただいまの質問でございますが、先ほど課長の方から申し上げましたが、小袖地区につきましては、これからの協議ということにな



ります。これから地域に入って、あるいはアンケートをとりながら、そういったことの必要性についてさらに検討をし、そしてさらに県あるいは国との協議が必要になりますので、そういった状況で対応したいと、そのように考えています。以上でございます。

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第7号「平成15年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第8号 平成15年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第8号「平成15年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。19番城内委員。

城内仲悦委員 確か一般会計の方でも議論があったと思うんですが、答弁の中で、国民宿舎について「耐震診断をしていない」という答弁があったと思いました。そうしますと、いつ地震が来るかということもわからない状況の中で、ただ、それでも三陸大津波とか地震とかが予測もされているわけですね。岩手県もそういった意味ではそういったことも想定しながら計画をつくるという答弁があったところですけども、やはりこの点で、耐震診断もしない、しかしそういう対象の建物だ。そういった中で、市としてきちんと対応しないということは、極めて私は重大だというふうに思うんです。しかも、一般のお客様を迎える施設として現在活用されているわけですから、そういったことから来る適切な対応をどう現時点で考えているのか、お聞かせください。

副委員長（山口健一君） 野田口商工観光課長。

商工観光課長（野田口茂君） ご指摘のとおり、耐震診断については実施していないところであります。強くご指摘をいただきましたので、財政当局等と予算について検討し、実施できるものであればするという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

副委員長（山口健一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 予算をとって耐震診断するのがいいのか、廃止ということも検討に入っているわけですから、当然、耐震診断をするということは、それに基づいて改築をするということの前提になると思うんですよ。そうでないと耐震診断には国だって予算をつけません。補助がないわけですから。あなた方が耐震診断するという方針を持つということは、耐震診断の結果、それに対応する改築なり改修をするということになるわけですよ。今の答弁は、そういったことを想定しての予算要求なのか、それとも耐震診断はしません、できるだけ速やかに廃止をしますという方向に行くのか、この点をはっきりしてください。私は、予算をとって耐震診断しなさい、ということではなくて、していないことの答弁があったものですから、廃止するのであれば、速やかに廃止して、耐震診断する必要はないじゃないですか。いらぬ予算を使う必要はないわけですから、その点の方向をきちんと出してもらわないと、公の施設なわけですからお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 望月助役。

助役（望月正彦君） 本会議の際に私の方から、年内にこの施設の方向性について結論を出すということをお願いしました。その時期までにはこれを廃止するのか、あるいは何らかの形で活用するのか、その結論を出すこととなります。したがって、その時点までには今ご指摘のような点を踏まえてきちんと検討しておきたいと、このように思っております。

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第8号「平成15年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副委員長（山口健一君） 起立多数であります。よって、認定第8号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第9号 平成15年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第9号「平成15年

度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。19番城内委員。

城内仲悦委員 工業団地は大変な状況にあるわけですが、県の施設になってからなかなか企業誘致が進んでいないんですが、現段階での取り組み状況。不況の中で大変な状況にあるわけですが、東京電波等を含めて好景気な会社もあるわけですが、そういった中で誘致についての状況についてお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 久慈産業振興室長。

産業振興室長（久慈正俊君） ただいまのご質問にお答えいたします。誘致活動の状況ということでございますけれども、これまで各機関、アドバイザー、それから企業ネットワークいわて、これは岩手県のプレゼンテーション等を行う場でございますが、それらを通じまして、久慈市も含めてPRしてきたわけですが、一般質問でも答弁してございますが、このところ2～3の企業から土地に関する問い合わせは来ておりますが、現在具体的なものにまで進んでおりませんので、皆さんの前でお話できるような状況には至っておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

副委員長（山口健一君） 19番城内委員。

城内仲悦委員 現状は多分そうだろうと思っていましたが、そこで市内にもなかなか起業が、いわゆる起す起業ですけれども、進まない状況があるわけですが、活用の仕方について、これからはずっと工業団地用地としていくのか、これは県とのかかわりがありますけれども、久慈は海の観光ということも申し上げてきているわけですが、そういった拠点に、陸前高田市にあるオートキャンプ場といますか、あれは南にあるわけですが、この北の玄関口のオートキャンプ場ということで以前、提起したこともありましたが、そういった中で、せっかく県のいわゆる工業団地の関係ですけれども、それは直接、知事部局のものじゃないですけれども、しかし活用の仕方としてそういった方向もきちんと出していかないと、現状では塩漬けといますか、そういう状況の中で推移するのではないかと予測されますので、そういった方向

についても、これは検討してみたい必要があるのではないかとこのように思うわけですが、お聞かせください。

副委員長（山口健一君） 岩泉産業部長。

産業部長（岩泉敏明君） ただいまの質問にお答えしますが、この拠点工業団地は平成6年につくられてから、もう10年が経過してございます。ご案内のとおり、森のトレー1社あるのが現状でございます。したがって、今後どういうふうな使い方がよいのかということにつきましては、所有者であります土地開発公社、あるいは県からもどういうふうな状況で使っていくのか、ということについて協議をしてみたいと思います。以上でございます。

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第9号「平成15年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第9号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第10号 平成15年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

副委員長（山口健一君） 認定第10号「平成15年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第10号「平成15年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。その場でお待ちください。5分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前 11 時 8 分 再開

副委員長（山口健一君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

~~~~~

認定第 11 号 平成 15 年度久慈市水道事業会計決算

副委員長（山口健一君） 認定第 11 号「平成 15 年度久慈市水道事業会計決算」について一括質疑を許します。19 番城内委員。

城内仲悦委員 いわゆる水源地確保の問題で議論してきた経過があるんですけども、山根地区は水源地になっているわけですが、私が水道審議会委員をやっていたころですけども、青森市の水道局を訪ねたことがあるんですけども、そのとき、八甲田山系の水源となるところを指定をして、そこに廃棄物とかあるいは施設を建ててはならないとか、そういった規制もして一定程度、枠を決めて、そういった地域を指定して対応しているという制度があったんですけども、そういった意味では久慈市においても、国有林がかなり多いわけですけども、そういった指定をしながら保全をしていくと、あるいはナラとかそういった水を保有するというか、そういった木を多く植えていくということが必要だと思うんですけども、そういった意味で具体的に、これまでなかなか動きがないわけですけども、具体的な方策についてどう現時点で考えているのかお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 嵯峨水道事業所次長。

水道事業所次長（嵯峨喜代志君） 水源涵養林にかかわるご質問かというふうに受けとめてございますが、委員ご指摘のとおり、水源涵養については非常に大切な問題ととらえております。岩手県におきましては盛岡市、宮古市が何らかの形でこういうふうな制度を設定してございますが、当市はまだそこまで至っておらないわけですが、森林というのは多機能を有しておるわけですが、水源涵養林としては雨をどのように保水するか、あるいは水がめを保持していくかというふうな大切な役目がございまして、将来の需要の増大に対しては、非常にこの水源涵養林というもの目的が求められるわけですが、幸いにも昨年度、環境基本条例並びに環境基本計画が策定されておるところでございまして、指標を基に市民

と協働で、それぞれの役割を分担しながら、森林の大切さを、あるいは育林の大切さを訴えながら、河川等への負荷の軽減を図って、きれいな水を保っていききたいというふうには考えておりますが、ただいま具体的に、それをどのように具現化していくかということについてはまだ具体的になっておりませんので、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長（山口健一君） 19 番城内委員。

城内仲悦委員 そこで、確か久慈の名水を守る会というのがありますよね。毎月最後の日曜日に名水を訪ねて保全しているという団体もあるわけですが、そういった意味では、そういったことについての呼びかけもするという事をして、今、次長から答弁があったように基本計画ができたということを経験しながら、そういった意味ではそういった人たちと一堂に会しながら相談する機会へ一歩足を踏み出していきたい。そこから見えてくると思うんで、もちろん国有林が多いわけですけども、そういった意味では国有林の異常な伐採が続いたわけですが、それもとめるというふうになるわけですから、そういった意味でも、一歩足を踏み出していきたいのですが、そのことについてお聞かせください。

副委員長（山口健一君） 嵯峨水道事業所次長。

水道事業所次長（嵯峨喜代志君） 先ほども申し上げましたとおり、環境基本計画あるいは環境基本条例に基づきまして、今後具体的な検討をどのようにしたらいいのか、委員ご指摘のような市民団体等との活動も通じて、計画の中にもございますけれども、湧水等の保全に努めてまいりたいと、このように思っております。

副委員長（山口健一君） 16 番田表委員。

田表永七委員 それでは 3 点お伺いいたします。一つは、審査意見書に書いてある——これは監査委員に質問するという意味ではありません——3 ページにこういう記述があるわけですが、総括意見としてですね。「有限かつ貴重な水資源の恩恵を将来にわたって享受できるよう、住民意識の啓発・高揚についても引き続き意を用いられるよう望むものである」という指摘とございますか、意見がございまして。非常に大事な基本的で、しかも非常に重要な問題指摘だと私は思うわけですが、この住民意識の啓発・高揚について具体的にどういうことを考えておられるのか、あるいはこういう

ことをやっているよと、そういうことがございましたらお伺いしたい。

2点目は、そういったものに関連をする中身になるかとは思いますが、久慈市水道事業の将来を展望していらっしゃると思うんですけども、ビジョンといえばビジョンですが、そういう展望を踏まえて、久慈市水道事業の課題は何なのかと、そういうことをお伺いしたい。どのようにその課題について考えておられるのか。

3点目、極めて具体的な問題であります。私は水道事業の基本的な問題でもあると、そのように思っておりますけれども、未給水地区解消の取り組みをなさっていると思うんですが、これの進捗状況について、あるいはこの問題の中期的な展望といいますか、そういった問題についてお伺いしたい。以上です。

**副委員長（山口健一君）** 嵯峨水道事業所次長。

**水道事業所次長（嵯峨喜代志君）** 3点ご質問いただきました。啓発事業、将来のビジョン、それから未給水地区の問題でございます。まず、啓発でございますが、水道週間というのがございまして、それらに伴いまして、管工事組合と一体になって、白山浄水場を開放したり、あるいは、6月ごろなんですが、管内の小学生の方々が見られて、その際に市の方から出向いて皆さんに説明したり、パンフレットを発行したりそのような啓蒙活動をしてございます。

それから、ビジョンということなんでございますが、お答えになるかどうか大変不安なんでございますが、具体的な施策課題といたしましては、現在普及率も95%程度というふうなことで、県内13市の中でも確か5番目というふうに認識しておりますが、向上してきております。将来に向けて今後はさらに安定的な、効率的な経営に努めなければならないというふうには考えておりますが、具体的には、まだ480戸程度の未給水地域の方々がございます。これらの給水をどのようにしていくかというふうなことも非常に大きい課題となってくるわけですが、先ほども環境基本条例とか環境基本計画が策定されたというふうな話を申し上げましたのですが、自然をどのように守っていくかというのが今一番大事なことで考えておまして、今は蛇口をあければすぐ水が出るというふうな、いつでもどこでもおいしい水を手軽に求めることができる世の中になっておるわけですが、このきれいな水、お

いしい水を次世代にどのように引き継いでいくかというふうなことが我々に課せられた役目かなと思っておりますが、自然の持つ豊かな資源を次世代にどういうふうに引き継ぐかというのが大きな課題と考えております。先ほども申し上げましたが、昨年度、環境基本条例というものが策定されまして、これに基づいて豊かな自然を次の世代に引き継ぐような努力をしまいたいと、そのように考えてございます。

それから、未給水地区の問題でございますが、現在、未給水地区は枝成沢の山居地区と宇部町の川原屋敷の大沢地区の、2地区の整備計画を持ってございまして、大沢地区につきましては、配管工事を発注済でございますし、山居地区に関しましては、今月末に発注予定でございます。以上でございます。

**副委員長（山口健一君）** 16番田表委員。

**田表永七委員** ご答弁いただきました。了といたしますけれども、未給水地区解消の問題については、企業会計という制約もあるにはあるわけですが、これは市民全員がその利益を享受できる水道事業でありたいと、そういうことを基本に考えていただきたいと、私はそう思っているわけでありまして。

それから、住民の啓発・高揚。確かにただいまの答弁のように、ただではないにしても蛇口をひねればふんだんに水が出てくるという生活の中にどっぷりつかっていて、水を有限な資源だと受けとめている市民がどれぐらいいるだろうかと、そういう思いもあるわけでありまして。そういう意味では、その啓発・高揚策の中に、水源税の創設というようなものも含めて将来に向けて検討していいのではないかと、そのように私は考えているわけです。それは、財源確保という観点ではありません、私が言っているのはですね。やっぱり水を大事にしていくということからすれば、みんなで水源を守っていかなきゃならないんだと、その源は森林なのだと、そういう意識を意図的につくっていくという行政の努力が必要なのかなと、そう思うわけです。お考えをお聞きたい。

**副委員長（山口健一君）** 末崎水道事業所長。

**水道事業所長（末崎順一君）** まず、未給水区域のことについてでございますけれども、これまで統合簡水とか、それから老朽管の更新、そういったものの施設整備を集中的に行ってまいりましたが、それが落ち着いてきたといったようなことでございまして、今後

その減価償却、あるいは償還金の問題、そういったものもでございますけれども、この際は、未給水地区の解消について調査研究はしていかなければならないというふうに思っておりますが、いずれ経営の基本原則に公共性と独立採算の調和ということがございますので、その辺を見据えて調査研究をしてみたいというふうに思っております。

それから、水源税の創設ということでございますけれども、水源の保全についてはいうまでもなく良質な水の供給ということは最重要課題でございまして、それを市民に周知させるということについては積極的に取り組まなければならないことなわけでありまして、もちろん教育の場では、副読本の中にもそのことをうたっておりますし、一般市民につきましても、その辺は強く訴えていきたいというふうに思っております。当面は水源税といえますか、そういったような形ではなく、水の大切さを強く訴えていくという啓発に力を入れていきたいというふうに思っております。以上です。

**副委員長（山口健一君）** 10番八重櫻委員。

**八重櫻友夫委員** ただいまのことに関連をいたしますが、私は未給水地域解消についてお伺いしたいと思います。今、確かに次長の答弁のとおり16年度当初予算にも2カ所を解消をするということで予算も計上されておりました。約30年近くもこの議会で論議された中で、やっと予算がついて喜んでいただいております。さて、そういう中でお伺いしたいんですが、この未給水地域解消の基準はどのようになっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

**副委員長（山口健一君）** 嵯峨水道事業所次長。

**水道事業所次長（嵯峨喜代志君）** 基準と申しますか、一応、上水道は1,000人以上とか、あるいは営農飲雑事業であれば120とかというような事業選択メニューがございますが、上水道としての明確な基準はございません。ただ、市の水道事業の経営状況というものを見ながらやっていかなければならないということ、これを第1番に念頭に置かなければならないものとは思っております。ただ、福祉の増進ということもございまして、その辺の観点から我々の方は大沢、あるいは山居地区を今年度と来年度で整備したいというふうに考えてございまして、委員おっしゃるような明快な何戸あればやるんだというような基準はございません

が、経営が成り立つようなスタンスでやればというふうに思っております。しからば大沢、山居は経営が成り立つのかということになりますと、非常に苦しい状況ではございます。以上でございます。

**副委員長（山口健一君）** 10番八重櫻委員。

**八重櫻友夫委員** 確かに基準はないというように形で今、お聞きしましたが、私の住んでいる地域も数カ所に未給水のところがございまして、何度か私も議会のたびに質問した経緯があるんですが、経営が成り立たないという答弁でさっぱり該当しませんでした。そこで伺いたいんですが、この2カ所の地域、山居地区、それから宇部の大沢地区は、何戸の家が建っているのか参考のためにお聞きしたいと思います、よろしくをお願いします。

**副委員長（山口健一君）** 嵯峨水道事業所次長。

**水道事業所次長（嵯峨喜代志君）** 山居地区は6戸でございます。それから、大沢地区は4戸でございます。以上でございます。

**副委員長（山口健一君）** 18番小野寺委員。

**小野寺勝也委員** 水源税の話が出ましたけれども、当面はそういうことは考えないという答弁でしたけれども、将来構想としてはそれも採択の可能性があるということですか。私は議員になって水道決算の審査に参加してきましたけれども、水源税の話聞くのは今回が初めてです。そこで、将来に向けての考え方、それ以前に水源税とはそもそも何か、そして課税対象はどうか、内容についてお聞かせいただきたいのが、第1点。

それから、給水の拡張です。次長は先ほどいみじくも非常にいいことを表現されました。「いつでもどこでもきれいな水を」と、まさにそのとおりでございまして、そこで、実は小久慈地区でも日吉町の鹿糠商店さんの上、及び秋葉の今、市道の工事をお願いしているわけですがあの地域、それから横合があるわけですが、この日吉町と秋葉地区は利用者の人たちがポンプアップをして給水をしているという状況にございます。このポンプアップの施設が使用に耐えられなくなる時期がそろそろ到来する見込みなんですよ。私も何年前かに、これはほっておけないということで、工事費がどの程度かかるのかという点で、はじいてもらった経緯がございますが、いずれも当時七、八千万という数字でなかなかわかにはいかないということで、

遠慮してきた経緯がございます。遠慮をしてきましたけれども、先ほど言ったようにポンプそのものがそろそろ限界だという状況の中で、ぜひこの検討をお願いしたいものだというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたい。

副委員長（山口健一君） 山内市長。

市長（山内隆文君） 水源税についての考え方でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、私どもは現時点では水源税の創設については考えておりません。今後、市民の皆さんのご理解、すなわち議会のご理解ということでありまして、そういったところのご理解がなければ、これは創設をしようと思っても無理なわけでありまして。また一方、こういった水道に限らず環境をどう保全していくかといったことで、さまざまご提言がございます。しかし、限られた財源の中で、なかなかその提言を具体化できないといった事情もございます。したがって、この税を新たに設けてその事業費に充てるのかどうかと、こういったことの基本的なご議論というものが必要だろうと、こう思っております。繰り返して恐縮ですが、現時点では創設については考えておりません。

副委員長（山口健一君） 嵯峨水道事業所次長。

水道事業所次長（嵯峨喜代志君） 水圧低下の問題でございますが、確かに委員おっしゃるような状況があるやに認識してございます。各地域にあるわけでございますが、朝夕の使用水量が集中する時間帯に特に水圧が低下するというふうになっておるわけでございますが、1カ所当たり五、六千万かかるというふうなことでございまして、市内に川貫とか侍浜の堀切とか先ほどおっしゃいました鹿糠の団地とか秋葉の方とかいろいろございまして、非常に今の時点では皆さんの自助努力といいますか、やっていただいて非常に助かっているわけなんですけれども、今後、経営状況を見ながら——これを全部やりますと3億とか4億かかるものですから——未給水地域の給水完了後に経営状況を見極めながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。

副委員長（山口健一君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。それでは採決いたします。認定第11号「平成15年度久慈市水道事業会計決算」は、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（山口健一君） ご異議なしと認めます。よって、認定第11号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

閉会

副委員長（山口健一君） 以上で本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。委員各位のご協力に対し深く感謝申し上げます。これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会